

## 五戸町社会福祉協議会 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、本会役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 本会の役員等に対し、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 会長の報酬については、法人運営のために、概ね月5日以上業務に従事した場合次の額を支払う事ができる。

月額 25,000円

- (2) 会長以外の役員等及び会長から委嘱された各委員会等の委員

会議等の出席毎に 日額 2,200円

### (費用弁償の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合又は、会務等のため職務に従事した場合に費用弁償を支給する。

- (1) 理事会、監事会、評議員会
- (2) 本会が規定する委員会及び部会
- (3) 会務等のため会長の要請を受けて出席する会議

### (費用弁償の額)

第4条 本会の役員等で職務のため会議等に出席した場合及び、会長が費用を弁償する必要があると認めた場合は、別表のとおり費用弁償を支給する。

### 別 表

区 分	日 額	交 通 費
理事・監事・評議員	2,200円	自宅から会議等招集場所まで2キロ以上でバス代を支給
委員会の委員・部会員	2,200円	自宅から会議等招集場所まで2キロ以上でバス代を支給
心配ごと相談所相談員	2,200円	自宅から会議等招集場所まで2キロ以上でバス代を支給
会長が認めた者	2,200円	自宅から会議等招集場所まで2キロ以上でバス代を支給

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

従前の規程はこの日をもって廃止する。